

すとか関係者間のルールづくり、衛生管理、取扱情報の記録など、フードバンク活動の関係者が取り組むべき事項につきまして手引として公表したところでございます。これによりまして、食品の提供者である食品関連事業者などからフードバンクへの信頼性向上を図っているところでございます。

また、フードバンク活動の認知度が低いということもございます。あるいは、マッチングが効果的に行われていないという状況もございます。

これにつきましては、フードバンク団体、事業者、地方自治体等を対象にいたしまして、情報の交換会を各地で開催しているところでございます。こうした取組を通じまして、フードバンク活動の普及支援に取り組みたいというふうな考えでございます。

○藤井委員 八十ぐらいあるということでございますけれども、実際のところ、我が国では広がりが始まったところと言っていると思うんです。

ルールづくりというのもそうなんですけれども、また、認知度がそもそも少ないということで、そもそもマッチングをしなければならぬということもまだまだこれからなんだと思いますし、そもそもアメリカとかは寄附文化なので、寄附することに對して、やはり、して当たり前と言っているのではないですか、そういうものになれはいるんですけれども、日本の場合は、寄附、これはまた税制の話も出てくるんですけれども、そういうこともその仕組みといたしたところも問題となってくるかと思えます。

いずれにいたしましても、認知度をアップして、非常に取組としてはいい取組だと思えますので、そういったところの普及をよろしくお願い申し上げます。

食品ロスということですが、全体で食品廃棄物ということになるとと範囲が広がってきてくるということもございまして、そういったものを食品リサイクルということでリサイクルしていくということが必要だと思っておりますが、その再

生利用の考え方、現在の取組、そしてこれからの取組についてお伺いいたします。

○松澤政府参考人 食品の売れ残りや食べ残し、製造過程で発生する残渣などの食品廃棄物、この再生利用に関しましては、発生抑制も含めまして、有用なものの再生利用を行うということが循環型社会の構築につながっていくということ、大変重要と考えております。

政府といたしまして、平成十三年に施行されました食品リサイクル法、この法律に基づき取組を進めてきておりまして、平成二十八年度には、食品産業全体の再生利用率は八五%に達しているところでございます。

一方で、本来食べられるにもかかわらず捨てられております御指摘の食品ロスでございますが、この発生量は近年横ばいとなっております、今後は引き続き、食品廃棄物の再生利用、これを進めるとともに、特に、発生抑制の一環として食品ロスを減らしていく、ここに力を入れていくべきと考えております。

食品ロスの削減につきましては、SDGsのターゲットの一つにもなっておりますので、この六月に閣議決定されました第四次循環型社会形成推進基本計画におきまして、家庭系の食品ロスを二〇三〇年度までに半減するという目標を掲げております。また、事業系の食品ロスの削減目標につきましても、現在、中央環境審議会と食料・農業・農村政策審議会の合同会合におきまして、食品リサイクルの制度全体の点検を行う中で、今年度末までにこの目標を設定すべく検討が進められているところでございます。

こうした検討を進めながら、環境省といたしましても、関係省庁と連携いたしまして、市町村におけます食品ロス発生の実態把握、こういった調査への支援、あるいは市町村の先進的な取組の情報共有、こういったことを進めて食品ロスの削減にも取り組んでいきたいと考えております。

○藤井委員 ありがとうございます。まず食品ロスを減らす、出さないようにする、

そしてまた、食品廃棄物についてはリサイクルをする。よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

○橋本政府参考人 お答えいたします。まず、国におきましては、内閣府防災担当や消防庁、環境省と消費者庁の連名で、地方公共団体宛てに、本年一月に、食品ロス削減の観点から、備蓄食料の有効活用について検討いただくよう通知により依頼したところでございます。そして、地方公共団体におかれては、防災備蓄の重要性を認識するために、防災訓練などで配付するとも、フードバンクに寄贈するなど、備蓄食料の有効活用と食品ロス削減につながる取組が実施されていると承知しております。

それから、国の備蓄食料につきましては、それぞれの省庁の実情に応じて取り扱われておりまして、消費者庁の取組といたしましては、防災への意識づけと食品ロス削減の観点から、備蓄食料の更新に当たり、賞味期限間近のものを職員に配付しているところでございます。

○藤井委員 時間となりましたので、最後に一言。自治体に対しては通知しているけれども、国はそれぞれ、省庁ごとに別々対応になっていると思えますので、そこはちゃんと統一していただきたいということが一つと、やはり、こどもも随分と災害がありました。そういうときに、ボランティアもそうですけれども、いろいろと食品が集まるわけでございますけれども、いろいろな食品が集まる余りでございますけれども、そのマッチングが余りできていなくて、山のようにそれを捨ててなにかんといつたこともありまして、防災の観点からどのように食品ロスを減らしていくかという観点もよろしくお願ひ申し上げます。

○土屋委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

十五分という限られた時間になっております。簡潔なお答えに御協力いただけると助かります。さよう朝の東京新聞一面に載ったスマートメーターの火災の件についてまず聞かせていただければと思えます。

皆さんの方にも配付資料を配らせていただきました。電力の使用状況を計測するスマートメーターの火災が相次いでいる問題で、総務省消防庁がことし四月、製品の事故の情報を広く消費者に知らせる消費者庁のネット上のサイトに情報を上げないよう、東京消防庁に指示していたことがわかった、この結果、少なくとも六件の火災がサイトに掲載されなかったということになっております。

消費者安全法に基づいて、消費者庁などが運営している事故情報データベースというものがございまして、ここに、このスマートメーター火災のうち、二〇一七年一月から七月に発生した十件は掲載された。しかし、市民団体との意見交換をしたときに、総務省の消防庁が掲載を誤りだということに指摘をして、その後、調査が終わった六件、火災の六件はこれに報告をされなかったというふうなことになっております。

記事によりますと、総務省消防庁によると、現在のサイトの運用が始まる二〇一〇年、消費者庁と報告対象の製品を協議し、メーカー類を除外した、当時は普及していなかったスマートメーターも同様に扱ったというふうな言われているわけですが、予防課の課長補佐さんのコメントとしては、とにかく今後もデータベースには載らないという御発言をされております。

これが、消費者庁の方はというと、この新聞記事でいきますと、もう一面、違うところに特集がなっております。当然、消費者安全法ということに基づいたら報告が必要で、それが法律の規定だということ、これは食い違ひを見せられている

いうことになりす。

まず、総務省、消費者庁、両方に聞かせていた
だきたいと思うんですが、この報道の発言、そし
て報道内容について正しいかどうか、まずお答え
いただければと思います。

○菅原政府参考人 お答えいたします。

平成二十一年の通知で、個人が購入し所有する
電気機器の火災が発生した場合、消防本部から報
告を求め、個人が購入し所有する商品等
ではない電気メーターなどの設備の火災について
は報告を要しないというふうにしていたところ
でございます。

スマートメーターにつきましても、個人が購入
し所有するものではないことから、先ほど申し上げ
ました電気メーターに含まれるものと整理いた
しまして、報告対象には当たらないとしたところ
でございます。

しかしながら、スマートメーターの火災が複数
発生していることを踏まえまして、今後、消費者
庁とも十分相談させていただきまして、スマート
メーターを含めて報告対象とすることについて検
討してまいりたいというふうに考えてございま
す。

○尾辻委員 では、消費者庁の方にも……。済み
ません、じゃ、先、消費者庁から返事をいただい
て質問します。

○高田政府参考人 お答えいたします。

消費者安全法では、消費者による製品やサービ
スの利用によって重大事故等、すなわち重大な生
命身体被害が発生した事故や発生させるおそれ
のある事案については、関係行政機関等から消費
者庁への報告が義務づけられているところでござ
います。

消費者による製品の利用によって火災が生じた
場合は重大事故等に該当することとされており、
お尋ねのスマートメーターの火災のような事案に
ついて、重大事故等として消費者庁への報告を
いただく必要があると認識しているところでござ
います。

○尾辻委員 では、総務省の方からも検討すると
いうことですので、消費者庁としても、ぜひ、総
務省に要請をしまして、報告を必ずしてもらえ
るように要請していただきたいと思います。いか
がでしょうか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

消費者による製品の利用によって火災が生じた
場合は重大事故等に該当することとされており
まして、お尋ねのスマートメーターの火災のよう
な事案についても、重大事故等として消費者庁へ
報告をいただく必要があると認識しております。
総務省消費者庁にその旨を伝え、同法に基づく報
告を求めていきたいと考えております。

○尾辻委員 本日に火災が起きていますので、こ
のことが消費者に知られないというのは非常に重
要な欠陥になりますので、早急に対応いただきま
すように、総務省さん、よろしくお願いしたいと
思います。

それでは、質問通告させていただいている消費
者契約法についてお伺いしたいと思います。
消費者契約法は、この前の通常国会、六月八日
参議院で可決して成立をし、六月十五日に公布を
されました。来年の六月十五日から施行というこ
とになっております。

約半年たったわけですけれども、きょうは、附
帯決議の進捗状況がどうなっているのかというこ
とについて、特に年限が迫っているものについて
お聞きをさせていただきたいと思っております。
まず、衆議院の方で附帯決議をつけさせていた
だいた中で私が気になっておるものですが、それ
も、それは附帯決議の三であります。つけ込み型
不当勧誘取消権の創設、この部分ですね、附帯決
議ではこのようになりました。「消費者が合理的
な判断をすることができない事情を不当に利用し
て、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場
合における取消権の創設について、要件の明確化
等の課題を踏まえつつ検討を行い、本法成立後二
年以内に必要措置を講ずること。」ということに
なっております。

実は、これは、民法の一部を改正する法律案の
参議院の法務委員会の附帯でも同じように、「二
年以内に必要措置を講ずること。」ということ
で要請をされております。
二年です。今もう半年たちました、あと一
年半ということでありまして。現在の進捗状況を教
えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の附帯決議に関して、いわゆるつけ込み
型と言われる不当勧誘の取消権については、合理
的な判断をすることができない事情を不当に利用
された消費者の被害救済に資する一方で、附帯決
議にあるように、要件の明確化等が課題であると
認識しているところでございます。

そこで、高齢者や若年者等の消費者被害事例を
収集、分析し、その類型化を試みるとともに、有
識者に対するヒアリング等を行うことで、着実に
検討を進めております。
引き続き調査分析を進めるとともに、これらに
より得られた蓄積を踏まえ、今後、有識者との意
見交換の場を設けて検討したいと考えておりま
す。

○尾辻委員 もう少し具体的に言うと、今どれぐ
らい事例が収集できているのか、また、有識者の
ヒアリングというのは何人ぐらいできていて
か、教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。
手元に人数等、ちよつとございませぬけれど
も、ヒアリングといたしましては、消費者被害の
救済に携わっている弁護士や消費生活相談員、民
法等の学識経験者等からヒアリングを行い、被害
の実態把握や意見交換を行っているところでござ
います。

○尾辻委員 二年以内ということですから、次の
動きは、一体いつぐらいに議論が実際始まってい
くのでしょうか。今後の見通しの時間的なことも
教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。
これまでの調査分析により得られた蓄積を踏ま
え、今後、来年の早いうちに有識者との意見交換
の場を設けることを考えております。
二年以内に必要措置を講ずることができ
るよう、取組を進めてまいります。
○尾辻委員 それで、同じく附帯の方、二の方で
は、平均的な損害の額の推定規定についても、こ
れは二年以内に必要措置を講ずること。」とい
うふうになっております。
こちらの進捗状況も教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。
御指摘の附帯決議に関しては、平均的な損害の額
の推定規定につきましては、平均的な損害の額が
争点となった裁判例の分析、関係省庁へのヒア
リング等を通じた業界標準約款等の条項の分析、有
識者に対するヒアリングを行うなど、着実に検討
を進めているところでございます。
引き続き調査分析を進めるとともに、これらに
より得られた蓄積を踏まえ、今後、有識者との意
見交換の場を設けたいと考えております。

○尾辻委員 同じ質問で恐縮ですが、時間的な時
間軸、どうでしょう、二年以内に法改正というの
はできそうかどうか、その辺の見込みを教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。
これまでの調査分析により得られた蓄積を踏ま
え、今後、来年の早いうちに有識者との意見交換
の場を設けることを考えております。
二年以内に必要措置を講ずることができ
るよう、取組を進めてまいります。

○尾辻委員 具体的な話が全然出てこないの
で、本日にこれ、できているのかなとちよつと不安に
なる部分があります。
さらに、附帯の四の方もちよつとお聞きしたい
と思うんですけども、今回、衆議院の附帯の四
は考慮要素の検討と約款等契約条件の事前開示と
いうことで、この二つも検討を行うということに
なっております。

そして、約款等の条件開示は、消費者委員会の
答申書においては喫緊の課題というふう

に付言を

されて、今回でできなかった部分なんです。そして、考慮要素の検討でいきますと、実は、先ほど御紹介をした参議院の法務委員会の附帯では、これは二年以内というふうには、こっちは年限が切られて考慮要素のことはちゃんとすることというふうになっております。

この二つのことについても、進捗状況はどうなっているか教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

まず、考慮要素の方からお答えいたします。事業者の情報提供については、条文中、消費者の理解を深めることが目的とされているところがございます。情報を提供する際の考慮要素としては、消費者の理解と関連性が高い知識及び経験が明記しているところがございます。附帯決議におきましては、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を求められているところでございます。こうした要素が考慮要素とされた場合に、事業者の活動にどのような影響が生じるかを把握することを検討しております。

消費者に対する情報提供は事業者の努力義務であります。事業者の行為規範となるものがございます。そのため、まずは事業活動に対する影響を把握することが重要と考えております。

引き続きまして、約款の事前開示の方でございます。

御指摘の附帯決議では、約款等の契約条件の事前開示のあり方について、消費者委員会の答申書の付言を踏まえ検討することとされております。消費者委員会の報告書では、消費者に対する契約条項の開示の実態を更に把握することなどを経た上で、必要に応じて検討することとされております。そのため、消費者に対する契約条項の開示の実態について事業者に対する調査を行うことを準備しております。

○尾辻委員 今答えていただきました考慮要素の検討は、参議院の法務委員会では二年ということを一応言っているわけです。二年以内ということを確認されているかどうか、お答えいただけますか。

○高田政府参考人 お答えいたします。法務委員会、本年三月六月でございますが、「成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に必要な措置を講ずること」といたしまして、その二番目でございますが、「消費者契約法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性の状況についても要素とすること」とされていると理解しております。

○尾辻委員 読んでいただいただけだったような気がするんですが、二年以内というふうには要請してありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、大臣にお聞きしたいと思います。

消費者契約法、前回のときにはかなりいろいろな課題が積み残されたままになっております。二年という年限の中でしっかりと進めていただきたいと思います。

○宮腰国務大臣 消費者契約法は、消費者と事業者の間の契約であれば労働契約以外のあらゆる契約が対象となるという意味で、生活に密着した重要な法律であると認識をいたしております。

政府としては、まずは、さきの通常国会で改正いたしました消費者契約法、これも大きな改正が含まれておりまして、取消しの対象となる不当な勧誘行為や無効となる不当な契約条項に新たな類型を幾つも追加をしたわけでありまして、その改正内容について、来年六月の施行に向けた消費者団体等への皆様への周知を図っていくこと、並行して、附帯決議で御指摘いただいた件につきましても真摯に検討を進めていく必要があるというふうにご考えております。

これに加えまして、高齢化の進展を始めとしたさまざまな社会情勢に応じて、法律のあり方について不断の検討を行うことも重要であります。改正法の施行状況等も踏まえつつ、しっかりと適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○尾辻委員 しつかり取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

○土屋委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 お疲れさまです。立憲民主党の初鹿明博です。

続きまして、質問をさせていただきます。きょうは、二つの具体的な事案を取り上げまして、質問をさせていただきます。今お手元に資料を配付をさせていただいておられますが、一つは、この委員会だけではなくて、ほかの委員会でも取り上げられている問題でありまして、スマートフォン、スマートフォン、あとスルガ銀行によるサブリースの問題であります。

皆さんも御存じだと思いますが、シェアハウス、かほちやの馬車というものを舞台としまして、サブリース契約を結んだ方々が、スルガ銀行またスマートフォンのある種詐欺的な手法によって被害に遭っている、そういう状況があるわけなんです。

もう一つは、資料の一番後ろに雑誌の記事を載せておいていただいておりますが、こちらは、ゴルフスタジアムという企業が破綻をしたんですけれども、このゴルフスタジアムの問題を取り上げさせていただきます。

こちらの方は、レッスンプロの方々が、ゴルフスタジアムという会社からホームページをつくらないか、そういうお話があって、ホームページの作成代金についてはリースを組まされるわけですが、その毎月の支払いは、ゴルフスタジアムの広告をホームページに張りつけてくれればその広告代で行って来いになって、お金がかからないで済みますよということに勧めて、実際のところは、契約自体はこのソフトを買うという契約に

なぜかになっていて、そして、しばらくしたらこのゴルフスタジアムが破綻をして、広告料が入らなくなつて多大な借金が残ってしまった、そういう問題であります。

それそれについて確認をさせていただきなから、質問をさせていただきたいと思っております。では、まず最初にスマートフォンの方に入りまして、スマートフォンを介してありますが、これは、スルガ銀行とスマートフォン、スルガ銀行の主に横浜東口支店なんですけれども、そこスマートフォンが、ほぼこれは結託をしてと言つていいと思っておりますが、一緒に言つてこのシェアハウスのかほちやの馬車というものをサブリースで契約をするというのを勧めて、そこに融資をしていったというものであります。

この問題、被害者の方々が、最終的には、シェアハウスを契約をした後、シェアハウスを経営をするという形になるので、個人事業主というふうになってしまつて消費者としての保護がされない、そういうことになってしまつてくれれば、でも、じゃ、実際に本当に消費者じゃないのかという、本当にそうなのかなと思わざるを得ないこともあるんです。

というのは、最後から三枚目ぐらいに物件のチラシをちよつと載せていただいているんですが、こういう物件の広告を見て、被害に遭つた方々はサブリース契約を結ぶことになつていくわけですが、被害に遭つた人たちの多くが、まさか自分がシェアハウスの運営をする事業者になるというふうには思っていなかったんです。

どういふことかという、投資目的で利回りのいい商品を探して、これを見たら、ここに確定利回り七・四四と書いてあって、結構、そこそこの利回りですよ、この利回りだけを見て、そして契約に進んでいっているという面があるわけですね。

これは、少なくともその時点まで、契約するまでの時点では、サラリーマンだったり、お医者さん